

「高圧ガスを供給する容器に係わる注意事項及び手続き」

- その1 甲は、高圧ガス容器として本来の目的以外に使用してはならない等、メーカー・販売店等から配布された取扱上の注意事項に反した危険な使い方はしない。また、容器に接続する附属設備、消費設備等については、容器とともに日常点検を行って安全を担保する。
- その2 占有する容器は、盗難防止に心がけて常に所在の確認に努め、特に容器を甲の管理する構内から持ち出す場合には、容器管理台帳（持ち出し用）等により管理を行う。万が一、紛失あるいは盗難の被害にあった場合、及び漏洩や火災などの災害や、容器自身が危険な状態になったときなどは、直ちに乙に連絡し、適宜事故届を警察又は都道府県に提出する。
- その3 甲は、容器の管理のため容器受払責任者を選任し、その立会いの下、容器の授受の確認を乙の納入者と共にを行う。
- その4 容器の管理などにおいて、乙が保安指導を行った場合は、甲は直ちに対処し、安全を確保する。
- その5 高圧ガス納入時に容器を引き渡す際、甲は、乙作成の容器固有記号番号を記した伝票に、甲が受領した証として署名又は捺印し、乙は容器の引取り時に、受け渡される容器の固有記号番号を記した容器返却伝票を、乙が受けとった証として甲に対して発行する。
- その6 容器の受渡しの際、乙によって発行される伝票等書面を甲乙両者が当該容器引渡しの日より2年間以上保存して後日の証とする。
- その7 甲は、乙が高圧ガスの供給のために用いた容器について、その高圧ガス消費終了後は速やかに乙に引き渡すとともに、当面使用しない容器は、安全確保のため乙と打ち合わせて対処する。
- その8 甲は、乙の法的義務である保安台帳の作成および更新に協力し、乙から受けた保安に関する情報を従事者に周知するとともに、乙の保安上の指導に対し速やかに改善、安全確保してその対応を報告する。さらに乙の指定する講習会などに適宜参加し、その情報をもとに教育を行う。
- その9 甲は乙から容器の滞留情報（以下容器調書という）を受け取った場合に、その情報を元に甲が占有する容器と照合し、お互いの情報に相違がないことを確認し、情報と実態になんらかの問題があった場合は直ちに乙に連絡し、これを解決する。
- その10 甲は「その9」で照合し問題ないと確認した場合にも、受領した容器調書を「その5」の伝票類と併せて保存する。
- その11 容器及び容器に接続して使用する附属設備類は、ガスに対して適正なものを使用し、定期的な安全確認を行って、老朽化に対応、あるいは製造元などが推奨する使用期限内のオーバーホールや交換を徹底する。
- その12 乙が甲に対して高圧ガスを供給するために使用した容器について、その容器の所在において甲乙に意見の相違があった場合は、「その6」で定めた伝票保存の期間、「その5」の容器の授受時に取り交わした伝票等書面に基づき、最終の引渡しにおいて引き渡し元となった側の責任において、引渡し先に対し、これを証明する。
- その13 甲が占有する期間であっても、ガスの残量に関わらず、乙は容器を保安上の判断により持ち帰って点検することができる。このとき乙は甲に対して、事前または事後に、必要に応じて口頭または書面において、理由を説明する義務を負う。しかし甲はその内容の如何に関わらず、乙に対して、容器及び内容物である高圧ガスが持ち帰られたことによって損失が発生した場合も、なんらの請求も行わず、容器に残っていたガスに対する所有権を主張しないものとする。